1 はじめに

所沢市では平成 10 年度より、「交通不便地域の解消」、「高齢者・障害者等の交通弱者対策」、「公共施設利用の利便性向上」のため、市内循環バス「ところバス」を運行しています。

これまで、「交通不便地域の解消」に向け、市民の要望等に応じて路線の見直しを行ってきましたが、未だ公共交通を利用しづらい地域(公共交通不便地域)も点在しています。

そこで、地域の需要に応じたきめ細やかな公共交通を整備するため、まずは、令和3年4月より三ケ島地区をモデルケースとして、地域住民と協働のもと、ワゴンタイプの小型車両を使用した新たな交通手段である「ところワゴン」の運行を開始し、柳瀬地区においても、三ケ島地区と同様に「ところワゴン」の運行を開始します。

この指針は、「ところワゴン」が地域に根ざした地域公共交通として広く親しまれ、長く利用されることを目的に、地域住民、事業者及び市(以下三者)の協働による取り組み等について策定するものです。

2 定義

〇地域住民・・柳瀬地区に生活拠点がある市民等及び実働体としての柳瀬地区まちづくり協議会及び 柳瀬地区自治連合会

〇事業者・・・「ところワゴン」の運行を担うタクシー事業者

〇地域公共交通協議会・・本市における旅客の運送に関するサービスの持続可能な提供の確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生を推進することで、活力に満ちた地域社会を実現するため、必要な事項について協議を行う市の附属機関(法:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)

○交通不便地域・・鉄道駅の半径 800m とバス停(運行本数 30 本/日以上)の半径 300m 圏域以外の地域(出展:所沢市都市計画マスタープラン「公共交通利用圏域の状況」より)

〇収支率・・支出額に対する収入額の割合

算定方法:収入額(運賃収入額及び運賃外収入額)÷支出額(人件費、燃料費等の運行経費)

3 運行目標

柳瀬地区におけるところワゴンの利用状況を分析するため、運行目標を次のとおり設定します。

- ① 各路線の1日あたりの平均利用者数が30人以上であること
- ② 各路線の収支率が15%以上であること

※運行目標は、三ケ島地区の運行に関する指針を参考に柳瀬地区の人口規模に合わせて設定した数値です。

※運行目標は、恒常的に目標達成している場合など、必要に応じて再設定します。

4 運行状況の確認・分析

運行目標の達成状況を確認するため、以下の流れで運行状況を確認・分析します。

- ① 事業者は、毎月、利用者数などの運行状況を市へ報告する。
- ② 市は、事業者から報告された運行状況を定期的に地域住民及び地域公共交通協議会へ報告する。
- ③ 地域住民及び地域公共交通協議会において、運行状況を分析し、必要に応じて、利用促進に向けた取り組み内容を検討するとともに、関係機関との意見交換等を踏まえ、市が路線等の見直しの必要性について判断する。

5 利用促進に向けた取り組み

柳瀬地区への「ところワゴン」導入は、地域住民との協働のもと検討を重ねてきました。利用促進に向けた取り組みについても、三者において継続的に行います。特に、運行目標を下回った場合は、更なる利用促進のため、三者が一体となり、協働で取り組みを進めていきます。

【主な取り組み内容】

●地域住民

地域活動の場や地域の広報紙、掲示板等を活用した周辺地域住民への広報活動等、利用促進に向けた取り組みへの協力に努める。

●事業者

地域住民及び市が実施する利用促進策に最大限協力するとともに、利用促進につながるよう運行サービスの向上に努める。

●市

広報紙や市ホームページ、行政回覧等、多様な広報媒体を活用した周知及び利用案内の作成を行う。 必要に応じて、地域住民や事業者と協働した取り組みを実施する。

6 運行内容の見直しの方法

社会情勢の変化が生じた場合や、運行目標を下回った状態が継続する場合等、路線や停留所等の運行 内容の見直しが必要と判断された場合は、以下の流れで見直しを行います。

社会情勢(住宅環境、道路状況等)の変化

運行目標を下回る状態が継続



① 運行内容の見直しについて判断

地域住民や地域公共交通協議会で、利用状況をもとに課題等を分析したうえで、市が運行内容の見直 しの必要性について判断する。





地域住民・事業者 市・公共交通協議会

見直しが必要と 判断されなかった場合

②運行内容の見直し

地域住民・事業者 市・公共交通協議会

三者は協働して路線や停留所等の見直し案を作成し、必要に応じて警察署などの関係機関と協議を行う。

地域公共交通協議会で協議のうえ、事業者が関東運輸局へ見直しの許可申請を行う。

②課題の解消に向けた検討

運行内容の見直しが必要と判断されなかった場合、三者は課題の解消に向けた対策を行うとともに、利用促進に向けた取り組みを更に進める。

それでも状況が改善されない場合は、改めて①運行内容の見直しについて検討し、市が 見直しの必要性を判断する。

令和〇(2020)年〇月策定

発行: 所沢市街づくり計画部 都市計画課 交通政策室

TEL: 04-2998-9192 FAX: 04-2998-9163